

ワークス岩西虐待防止委員会規程

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、心身に障害のある利用者の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、差別や虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 虐待防止委員会の委員は以下の通りとする。

- (1) 委員長は、所長とする。
- (2) 委員には、副所長、主任、サービス管理責任者及び必要と思われる職員をあてる。
- (3) 委員に利用者自治会代表を加えることができる。
- (4) 委員に保護者代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次の通りとする。

- (1) 委員会は、半期に一度、個別面談終了後に開催する。
- (2) 開催の必要のあるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次の通り実施する。

- (1) 「職員倫理要綱」と「行動規範」を職員に周知し、啓蒙する。
- (2) 虐待の防止と対応を職員に周知するとともに、自己点検チェックを行う。
- (3) 権利擁護に関わる研修に参加する。

(委員会の責務)

第5条 委員会は次の責務を負う。

- (1) 委員会は、差別や虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の差別や虐待防止の意識の向上や知識を周知し、差別や虐待のない環境づくりを目指す。
- (2) 職員に差別や虐待のおそれのあるときは、委員会で改善計画を立て、委員が改善指導を行い、差別や虐待が改善されるよう支援する。

* 「身体拘束適正化検討委員会」

附則 令和3年7月 7日策定

令和3年7月20日施行

附則 令和4年3月31日改正

令和4年4月 1日施行